

環 技 審 第 8 号
令 和 4 年 7 月 2 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝



(仮称) 川崎ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について (答申)

令和4年6月16日付け環対第136号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

(仮称) 川崎ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、蔵王国定公園（第二種特別地域及び第三種特別地域）及び水源かん養保安林に指定されている他、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性重要地域（KBA）、鳥獣保護区及び特定植物群落が含まれ、さらには蔵王生物群集保護林が隣接し、想定区域周辺には緑の回廊も存在しており、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域である。

また、宮城県民にとって蔵王山への眺望は極めて重要である。本事業実施により蔵王山の山容を破壊し、景観を阻害する深刻な影響が生ずる可能性が高い。

これらのことから、環境影響を最大限回避しながら事業を行う趣旨に鑑み、蔵王国定公園（第二種特別地域及び第三種特別地域）を想定区域から除外した上で、自然環境のまとまりの場については、想定区域から十分な絞り込みを行うほか、蔵王のお釜の展望台からの眺望についても影響を回避することを前提とし、ゼロ・オプションを含めて想定区域を見直すこと。

- (2) 計画段階環境配慮書手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、以降の手続きでは想定区域の適切な絞り込みを行うこと。また、その過程を方法書に記載すること。

- (3) 方法書の作成にあたって、環境影響評価項目に選定しない項目について、その理由を明確に記載すること。

- (4) 想定区域近隣の蔵王町には、主要な眺望点が多く存在し、本事業による重大な景観への影響が生じるおそれがある。方法書以降、関係地方公共団体の設定を見直し、蔵王町を追加すること。

- (5) 想定区域及び周辺の住民、再設定した関係地方公共団体及び関係者のみならず広く県民に対して、公開の説明会を開催し、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で、事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 地形及び地質

イ 想定区域及びその周辺には重要な地形である「立石山」、「名乗沢支流」及び「三森山東面かばた沢」等が分布している。事業の実施による改変範囲を最小化する等の環境保全措置を検討するのではなく、これらの重要な地形を想定区域から除外す

ること。

- ロ 事業の実施にあたっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識し、砂防指定地、崩壊土砂流出危険地区及び土砂災害警戒区域（土石流）の上流域等を想定区域から除外すること。

また、想定区域に地すべり地形が多く分布することから、詳細な地形解析等を行った上で、風力発電設備等の配置等を検討すること。

- ハ 想定区域内に存在する水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林について、その区域を想定区域から除外すること。

（２） 動物

- イ 想定区域及びその周辺には、野鳥の生息地として優れた重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性重要地域（KBA）及び鳥獣保護区が存在する。これらの指定要件の対象となる種について調査、予測及び評価をすること。

- ロ 想定区域及びその周辺では、環境アセスメントデータベースの「風力における鳥類のセンシティブティマップ」での注意喚起レベルが高く、希少猛禽類の生息の可能性も非常に高い。

このため、環境省の手引き等に従って、対象種に影響を及ぼさない方法で十分な調査を行い、個体や行動圏を保全するための回避を確実に実施すること。

- ハ 歩行性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種やその行動生態を把握すること。また、事業計画の具体化にあたっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等及び調整池の新設等の土地の改変による歩行性の動物及び水生生物への影響に配慮すること。

（３） 植物

- イ 想定区域に含まれる蔵王国定公園（第二種特別地域及び第三種特別地域）内には、指定植物が存在する可能性が高い。指定植物への影響を回避するために、蔵王国定公園を想定区域から除外すること。

- ロ 想定区域西側の大部分が特定植物群落となっており、事業の実施による植生への重大な影響が懸念されることから、当該地域を想定区域から除外すること。

- ハ 想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生が分布しており、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

（４） 生態系

- イ 想定区域西側の大部分が重要野鳥生息地（IBA）及び生物多様性重要地域（KBA）

となっており、事業の実施による生態系への重大な影響が懸念されることから、当該地域を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域に国有林の蔵王生物群集保護林が隣接しているため、方法書以降の図書に示し、森林生態系への影響を回避又は十分に低減し、効果的な保全ができるよう想定区域を絞り込むこと。

ハ 想定区域内に隣接する蔵王生物群集保護林は、緑の回廊と回廊をつなぎ、野生生物の移動経路として森林の連続性を確保するために重要な区域であるが、本事業の実施により緑の回廊の機能が遮断されるおそれがあることから、その影響を回避すること。

(5) 景観

イ 本事業は、宮城県を代表する蔵王山に対して、深刻な景観的影響が想定され、事業の実施にあたっては極めて慎重な対応が求められる。主要な眺望点として川崎町内の代表地点や多くの人々が蔵王山を背景に写真を撮る地点等を調査の上、大幅に追加し、調査、予測及び評価した上で、蔵王山への眺望に対する影響を回避すること。

なお、蔵王のお釜の展望台から風力発電機が一切見えないように、配置等を検討すること。

ロ 景観の評価にあたっては、広域な可視領域図を示すとともに、風力発電機の稼働による誘目性を考慮した上で、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省、平成25年3月）」の定性的項目も含めてフォトモンタージュ法や動画等により適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域周辺において、人々が野外で活動し、静穏性が求められる地点を調査した上で、一定の静けさが求められる場所に対する風車の騒音の影響を調査、予測及び評価すること。

また、評価にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

(7) 温室効果ガス

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄に関する温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で、以降の手續において対象事業実施区域の選定を行うこと。

(8) 放射線の量

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、想定区域内の空間放射線量並びに土壌及びリター層の放射性物質濃度を測定すること。

また、土壌の放射性物質濃度の調査にあつては、従来の測定方法ではなく、リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層 1cm を採取し、それぞれ測定すること。